

学生納付金延納願

清泉女子大学学長 殿

人文科学研究科 文 学 部	専攻 学科	年	学籍番号	
学 生 氏 名				㊟
保 証 人 氏 名				㊟
保証人電話番号	自宅: ()	携帯: ()		

下記の理由により、令和.....年度 前期分 後期分学生納付金の延納を許可いただきたく、お願い申し上げます。

記

1. 延納期日 令和.....年.....月.....日

※延納期限は原則として、前期分は7月末日まで、後期分は12月末日までとなります。

2. 延納理由

- 学生納付金納付者の経営または勤務する会社の倒産、業績不振、解雇等の事情
 病気、怪我等による突発的支出増加 (学生納付金納付者 学生納付金納付者以外の家族)
 金融機関等の教育ローン申込中
 奨学金申請中 (申込奨学金名 :)
 その他 (具体的に記入してください)

3. 資金調達の見込み

- 金融機関等の教育ローン融資
 奨学金の受給
 学生本人のアルバイト収入
 親、兄弟姉妹、親戚等からの援助
 その他 (具体的に記入してください)

以上

【注意事項】

- ・枠内と点線部に記入し、該当の□にチェックを入れてください。
- ・保証人は大学に届出ている保証人（父母等）とし、本人、保証人は各自署名の上、それぞれ別の印鑑を捺印してください。
- ・延納期限までに納入がなく、督促をしても納入がない場合には証明書類の発行はできません。また、定期試験の受験資格にも影響しますので、学生本人に連絡いたします。
- ・学生納付金は前・後期分納（二分割）以外の分納はできません。
- ・学生納付金の納入が困難な場合には、奨学金の受給につき、学生本人が学生課へ早めに相談してください。（当該年度に受給できる学内奨学金の最終申請は10月初旬です。）

【延納願提出期限】 前期分：4月20日 後期分：10月20日

【提出先】 清泉女子大学 事務局財務課 学納金係 (3号館1階)
〒141-8642 東京都品川区東五反田3-16-21
TEL 03-3447-5551 (内線213)

大 学 使用欄	リストNo.	
	学 務 課	
	学 生 課	